平成２３年（フ）第１４５号
富山県射水市殿村83番地　殿村市営住宅１―305
破産者　勝山　周一
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５８０号
金沢市直江町イ72番地
破産者　矢部　嶺男
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９５号
愛媛県松山市森松町450番地３
破産者　稲垣　芳則
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
山口県岩国市南岩国町２丁目87番29号
破産者　目﨑　文雄
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５５６号
大阪府寝屋川市出雲町18番１―202号
破産者　穐田賢一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
2　一般調査期日　平成24年８月30日午後４時
平成24年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０号
北九州市八幡西区陣原２丁目11番22号
破産者　有限会社日進自動車
1　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
2　一般調査期日　平成24年８月１日午前10時
平成24年６月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２４号
北九州市門司区上二十町３番16号
破産者　山田　良広
1　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
2　一般調査期日　平成24年９月24日午前11時
平成24年６月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１号
大分県佐伯市弥生大字井崎2053番地、旧住所宮城県仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番10―513号
破産者　柿田　正信
1　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
2　一般調査期日　平成24年８月24日午後２時
平成24年６月15日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
愛知県豊田市若林東町高根下61番地１
破産者　岩崎美保子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
2　一般調査期日　平成24年８月27日午後２時40分
平成24年６月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
岐阜市中屋東241番地
破産者　伊藤　謹司
1　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
2　一般調査期日　平成24年９月28日午前11時
平成24年６月22日　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７５号
佐賀市三瀬村杠1631番地１
破産者　園田　　茂
1　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午前10時45分
平成24年６月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
北海道十勝郡浦幌町字合流135番地
破産者　株式会社小島組
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月13日午前10時
平成24年６月22日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第４３号
宮崎市大字島之内9773―１　レオパレスオアシス206号、住民票上の住所福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2324番地55
破産者　牛尾登志彦
1　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
2　一般調査期間　平成24年８月10日から平成24年８月17日まで
平成24年６月22日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１２号
横浜市栄区飯島町109番地
清算株式会社　株式会社いいもの不動産（旧商号株式会社いいもの王国）
代表清算人　長谷川　広
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、株式会社ファンケル（以下､｢協定債権者」という｡)に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権額の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２４年（再）第６９号
静岡県沼津市大岡1562番地の１
再生債務者　株式会社アーバンシティー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内幸町１丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル５階　新保法律事務所　弁護士　新保　義隆
平成24年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７２号
千葉県市川市鬼高３丁目13番６号
再生債務者　大洋マテリアル株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内神田１丁目15番11号　千代田西井ビル４階　あけぼの総合法律事務所　弁護士　涌井庄太郎
平成24年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第７０号
東京都豊島区千川１丁目24番11号　シャイン・グレース105号
再生債務者　飯島　壽一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年７月30日から平成24年８月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
再生債務者　総合ビルセンター株式会社
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月23日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月27日から平成24年９月３日まで
東京地方裁判所民事第20部